第三条第一項第二号中「三千七百七十万円」を「四千万円」に、「八十二万円」を「八十八万円」に、「千八百八十五万円」を「二千万円」に、「四十一万円」を「四十四万円」に改め、同項第三号中「二千八百万円」を「三千万円」に、「千四百万円」を「千五百万円」に改める。

第七条第二号中「千八百四十円」を「二千百五十円」に改め、同条第三号中「千八百八十円」を「千九百三十円」に改める。

第八条中「二十五円」を「十五円」に改める。

第九条中「五月三十一日」を「同月三十一日」に改める。

附則第五条第三項中「この項」の下に「及び第九条」を、「保育所等の管理下」と」の下に「、第九条中「第十七条第三項」とあるのは「附則第八条第二項において準用する法第十七条第三項」と、「五月一日」とあるのは「五月一日（同月二日から当該年度の末日までの間に経営を開始する保育所等（当該保育所等の設置者が当該保育所等の管理下における児童について新たに災害共済給付契約を締結するものに限る。以下この条において「特定保育所等」という。）にあっては、その経営を開始する日）」と、「同月三十一日」とあるのは「同月三十一日（特定保育所等にあっては、その経営を開始した日の属する月の翌月の末日）」と」を加え、同条第四項中「第四号」の下に「並びに第九条」を加える。

**附　則**

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（以下「新令」という。）第三条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限り、新令附則第五条第三項において準用する場合を含む。）は、平成三十一年四月一日以後に生じた障害に係る障害見舞金及び同日以後に死亡した者に係る死亡見舞金について適用し、同日前に生じた障害に係る障害見舞金及び同日前に死亡した者に係る死亡見舞金については、なお従前の例による。

3　新令第七条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び第八条（新令附則第五条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、平成三十一年度以後の年度に係る共済掛金の額（免責の特約を付した場合に共済掛金の額に加える額を含む。以下この項において同じ。）について適用し、平成三十一年度までの共済掛金の額については、なお従前の例による。

財務大臣臨時代理
国務大臣　石田　真敏
文部科学大臣　柴山　昌彦
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

---

金融商品取引法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年四月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

**政令第百六十二号**

金融商品取引法施行令の一部を改正する政令

内閣は、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十七条の二第一項第一号及び第六号の規定に基づき、この政令を制定する。

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第二項第二号中「この項」を「この号」に改め、同項に次の一号を加える。

三　取引所金融商品市場に準ずるものとして金融庁長官が指定する外国金融商品市場における競売買の方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法による有価証券の取引

第七条第七項第一号中「前条第二項第二号」の下に「及び第三号」を加える。

**附　則**

（施行期日）

1　この政令は、平成三十一年四月二十九日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の金融商品取引法施行令の規定は、この政令の施行の日以後に開始する金融商品取引法第二十七条の二第一項に規定する株券等の買付け等について適用し、同日前に開始した同項に規定する株券等の買付け等については、なお従前の例による。

3　この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

---

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年四月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

**政令第百六十三号**

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十条第二項第一号、第十九条の二十一第一項及び第五十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第十一条の十の表第二号中「三・五パーセント」を「〇・五パーセント」に改める。

別表第二第一号の表第一号中「次号」の下に「から第四号まで」を、「同じ。）」の下に「（旅客船（旅客定員十三人以上の船舶をいう。次号から第四号までにおいて同じ。）を除く。）」を加え、「第二号の表第一号、」を「同表第一号、」に改め、同表第二号中「船舶」の下に「（旅客船を除く。）」を加え、同表中第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

| | |
|---|---|
| 三　国際航海に従事する船舶（旅客船に限る。）から排出されるふん尿又は汚水であつて、ふん尿等排出防止装置により処理されていないもの | 第一号下欄イ及びロに掲げる排出方法により排出すること。 |
| 四　国際航海に従事する船舶（旅客船に限る。）から排出されるふん尿又は汚水であつて、ふん尿等排出防止装置により処理されたもの（ふん尿等排出防止装置のうち国土交通省令で定める装置により浄化することにより処理されたものを除く。） | 第一号下欄イ及びロに掲げる排出方法により排出すること。 |

全ての国の領海の基線からその外側十二海里の線を超える海域（バルティック海海域を除く。）

全ての国の領海の基線からその外側三海里の線を超える海域（バルティック海海域を除く。）